

宇佐市条例第 28 号

宇佐市中小企業・小規模事業者振興基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 11 条）

第 2 章 中小企業・小規模事業者の振興に関する基本的施策（第 12 条—第 18 条）

第 3 章 施策を推進するための措置（第 19 条—第 22 条）

第 4 章 雑則（第 23 条）

附則

豊かな自然と悠久の歴史が脈々と息づき、全国八幡宮の総本社宇佐神宮が鎮座する宇佐市は、先人たちのたゆまぬ努力と研さんの積み重ねにより、日本一の現存数を誇る安心院の鰻絵、日本一の密集度を誇る院内の石橋群、日本一の出荷量を誇る麦焼酎など数多くの日本一のあるまちとして農林水産業と商工業がバランスよく発展してきました。

近年では、安心院のぶどう・すっぽん、院内のゆず、宇佐の麦・大豆・味一ねぎ、長洲の魚介類などを活用した農商工連携による 6 次産業化を推進するとともに地理的優位性のもと自動車関連製造業の集積も進んでいます。

市内の事業所の大部分を占める中小企業・小規模事業者は、これまで、本市の雇用と経済を支え、技術、伝統及び文化の継承など大きな役割も担ってきました。

現在、人口の減少・労働力人口の減少など社会構造が大きく変化する中、中小企業・小規模事業者を取り巻く経済環境は、極めて厳しい状況が続いています。

このような中、本市経済が力強く発展していくために、中小企業・小規模事業者が誇りを持って事業活動を行うことができるよう、市民、企業、関係団体及び行政が共通の認識を持ち、連携してその振興に取り組むことが不可欠です。

そこで、中小企業・小規模事業者の持続的な振興を本市の重要な課題として位置付け、基本理念と各主体の役割を明らかにするとともに創業や事業承継ができる環境を整備することで、市民が豊かで安心して暮らせるまちを目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、中小企業・小規模事業者が地域社会の発展及び市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業・小規模事業者の振興についての基本理念を定め、市、中小企業・小規模事業者、中小企業支援団体等の責務及び役割を明らかにし、これらが相互に協力するとともに、市内の中小企業・小規模事業者の振興に係る施策の基本となる事項を定め、これを総合的に実施することにより、もって中小企業・小規模事業者の振興、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するもので、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
 - イ アに規定する中小企業者の事業の共同化のための組織
- (2) 小規模事業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他市内において中小企業・小規模事業者の支援を行う団体をいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。
- (5) 大企業 第 1 号アに規定する中小企業者及び第 2 号に規定する小規模事業者以外の事業者(会社及び個人に限る。)で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗の設置者及び管理者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (7) 学校 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校及び同法第 124 条に規定する専修学校で、市内に存するものをいう。
- (8) 大学等 学校教育法第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関及び職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 27 条に規定する職業能力開発総合大学校で、県内に存するものをいう。
- (9) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(基本理念)

第 3 条 中小企業・小規模事業者の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

- (1) 中小企業・小規模事業者の自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力が促進されること。
- (2) 中小企業・小規模事業者が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 自然環境、地域産品、人材、技術、産業構造その他本市が有する資源を総合的に活用して地域内経済の循環の促進が図られること。
- (4) 事業の持続的な発展に向け、特に小規模事業者の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業・小規模事業者の経営規模を勘案して推進すること。
- (5) 市、中小企業支援団体、金融機関等、大企業、大規模小売店舗、学校及び大学等が中小企業・小規模事業者とともに相互に連携して推進すること。

(中小企業・小規模事業者の自助努力)

第4条 中小企業・小規模事業者は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善、人材の育成、雇用の促進及び福利厚生の上昇に努めるものとする。

2 中小企業(第2条第1号アに規定する中小企業者に限る。)・小規模事業者は、それぞれの地域及び業種等を中心に組合等を組織化し、その加入を促進するとともに共同事業の実施や中小企業支援団体の加入等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

4 中小企業・小規模事業者は、市が実施する中小企業・小規模事業者の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業・小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(中小企業支援団体の責務)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業・小規模事業者に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営の改善及び創業の支援を行うものとする。

2 中小企業支援団体は、中小企業・小規模事業者の振興が本市経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業・小規模事業者の振興に関する施策への協力及び事業活動を通じた地域社会への貢献を行うよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業・小規模事業者の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市内における創業・起業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、自らの事業活動において中小企業・小規模事業者の重要性を認識し、中小企業・小規模事業者との連携及び協力を努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業・小規模事業者の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大規模小売店舗の役割)

第9条 大規模小売店舗は、周辺地域との融和を図るため、中小企業(第2条第1号イに規定する中小企業に限る。)及び中小企業支援団体へ加入するよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加し協力するなど、地域の発展及び活性化に努めるものとする。

(学校及び大学等の役割)

第10条 学校は、中小企業・小規模事業者の事業活動が市の発展に貢献していることへの

理解を深めるよう促すとともに、社会見学、職場体験活動等の実践により、望ましい勤労観・職業観などのキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業・小規模事業者が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第 11 条 市民は、中小企業・小規模事業者が本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に寄与していることを理解し、消費者として地域商店の利用、市内産品・製品の購買又は消費及びにサービス等の積極的な活用を通じて、中小企業・小規模事業者の振興に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 中小企業・小規模事業者の振興に関する基本的施策

(基本方針)

第 12 条 市は、中小企業・小規模事業者の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、次に掲げる事項を基本方針として行うものとする。

- (1) 経営基盤の安定強化を図ること。
- (2) 中小企業・小規模事業者の活用により地域内の経済循環を創出すること。
- (3) 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
- (4) 創業を促進すること。
- (5) 人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。
- (6) 事業承継への支援を促進すること。

(経営基盤の安定強化)

第 13 条 市は、前条第 1 号の基本方針に基づき、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 経営に関する相談及び指導の充実
- (2) 円滑な資金調達の支援
- (3) 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- (4) 情報通信技術の活用支援

(中小企業・小規模事業者の活用による地域内の経済循環の創出)

第 14 条 市は、第 12 条第 2 号の基本方針に基づき、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業・小規模事業者の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- (2) 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
- (3) 地域商店活用の促進
- (4) 受注機会確保の促進

(経営の拡大及び新分野への進出の促進)

第 15 条 市は、第 12 条第 3 号の基本方針に基づき、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 産業集積の促進

- (2) 産学官の連携等による新技術及び新商品の開発の支援
 - (3) 地域資源を活用したツーリズムの振興
 - (4) 農商工連携の促進
 - (5) 海外における事業展開の支援及び情報提供
 - (6) 知的財産の適切な活用の促進
- (創業の促進)

第 16 条 市は、第 12 条第 4 号の基本方針に基づき、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
 - (2) 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援
- (人材の確保及び育成並びに事業環境の整備)

第 17 条 市は、第 12 条第 5 号の基本方針に基づき、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能継承の促進並びに後継者育成の支援
 - (2) 中小企業・小規模事業者への就労促進
 - (3) キャリア教育の推進
 - (4) 女性、高齢者及び障がい者が就労しやすい環境の整備
 - (5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)の促進及び勤労者福祉の充実の支援
 - (6) 下請取引の適正化
- (事業承継の支援)

第 18 条 市は、第 12 条第 6 号の基本方針に基づき、中小企業支援団体、専門支援機関等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 事業承継へのマッチング支援
- (2) 事業承継に関する研修機会の提供

第 3 章 施策を推進するための措置

(意見の聴取)

第 19 条 市は、中小企業・小規模事業者の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業・小規模事業者の実態を把握するため、中小企業・小規模事業者をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。

(計画の策定)

第 20 条 市は、中小企業・小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。

3 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(小規模事業者の特性に応じた支援)

第 21 条 市は、小規模事業者がその特性に応じた持続的な発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、中小企業支援団体による小規模事業者の特性に応じたきめ細やかな支援が実施されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 22 条 市は、中小企業・小規模事業者の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。